

指定管理者の指定について

下記の施設について指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

平成29年12月8日提出  
霧島市長 中 重 真 一

記

- 1 対象施設名 霧島市南部し尿処理場
- 2 指定管理者 神奈川県横浜市鶴見区弁天町3番地  
JFE環境サービス 株式会社
- 3 指定の期間 平成30年4月1日から平成35年3月31日まで

（提案理由）

公の施設の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、指定管理者に管理を行わせようとする施設の名称、指定管理者となる団体の名称及び指定の期間について、議会の議決を求めるものである。

## 【指定議案説明資料】

### 1 霧島市南部し尿処理場の概要

- |          |  |
|----------|--|
| ① 施設名    | 霧島市南部し尿処理場   |
| ② 位置     | 霧島市隼人町住吉522番地16  |
| ③ 施設開始年度 | 平成19年度   |
| ④ 構造・面積等 | 構造：鉄筋コンクリート造 地上2階、地下1階<br>面積：敷地面積：13,072.52㎡ 建物面積：2,083.45㎡<br>し尿処理量：190Kl／日<br>処理方式：浄化槽汚泥対応型膜分離高負荷脱窒素処理方式<br>＋活性炭吸着方式 |
| ⑤ 設置目的   | 霧島市の区域内で排出される（市長が特別に認めるものを含む。）生し尿及び浄化槽汚泥を安全、安定的に処理し、環境衛生上支障のないように排出する。   |
| ⑥ 施設利用実績 | 生し尿：15,195kl（平成28年度実績）<br>浄化槽汚泥：38,449kl（平成28年度実績）<br>合計：53,644kl（平成28年度実績）  |

### 2 指定管理者の概要

- |                 |  |
|-----------------|--|
| ① 団体の名称、代表者及び所在 |  |
| 名称              | JFE環境サービス株式会社  |
| 代表者             | 代表取締役社長 福田 一美  |
| 所在              | 神奈川県横浜市鶴見区弁天町3番地   |
| ② 組織            |  |
| 設立年月日           | 昭和55年9月2日  |
| 資本金             | 9,750万円  |
| 従業員数            | 1,792人   |
| 主な事業内容          | ・廃棄物処理施設、水処理施設、機械プラント等およびその付帯設備の運転ならびに維持管理<br>・廃棄物等の溶融固化物に関するリサイクル事業<br>・一般廃棄物および産業廃棄物処理業<br>・機械機具設置工事、清掃施設工事、管工事、水道施設工事および造園工事等の請負<br>・特定労働者派遣事業<br>・上記の主な事業内容に付帯または関連する一切の事業 |

### 3 評点結果

J F E環境サービス 株式会社
850点
霧島市指定管理候補者選定委員会では、申請者から提出された事業計画書等を審査し、申請者へのヒアリングを踏まえ、各委員（10人）がそれぞれ評点（100点満点）を行った。

### 4 選定結果の概要

霧島市指定管理候補者選定委員会では、上記申請者について、指定管理候補者として適当か否かの協議を行い、J F E環境サービス 株式会社を適当と認め、次の選定意見を取りまとめた。

（主な選定意見）

- ・ 10年間の運用実績、類似施設の実績、安定的な経営基盤を評価した。
- ・ BCP(事業継続計画)を策定するなど、危機管理対応の実績を評価した。
- ・ 周辺環境美化や臭気・騒音対策などに適切に対応しているほか周辺地域の安全対策に配慮した活動実績を評価した。
- ・ これまでのノウハウを活かし、維持管理費の抑制に努めている実績を評価した。
- ・ メンテナンス計画の作成、受入処理量の変化への対応など今後を見据えた運転管理を提案している点を評価した。
- ・ 利用者の受入時間に関する要望に対して、柔軟に対応する点を評価した。
- ・ アンモニア、硝酸濃度を自動測定する電極装置の設置など具体的な改善対策を提案している点を評価した。